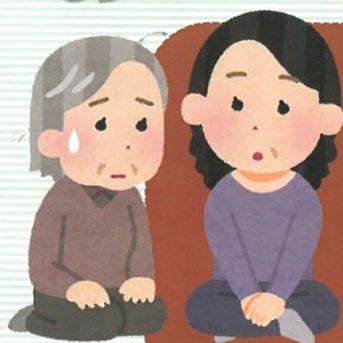


あなたのまちの相談役 ★

民生委員・児童委員

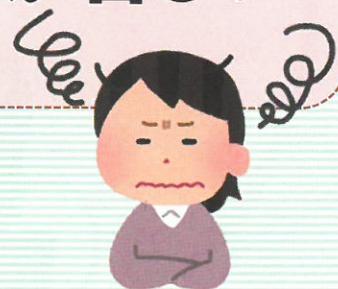


こんな悩みは
ありませんか



高齢者の
一人暮らしで
心配

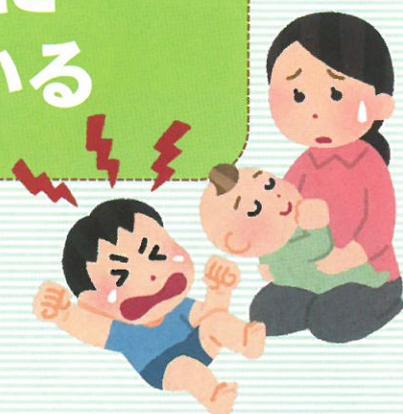
生活が苦しい



医療・介護・
病気などの
悩み



子育てに
悩んでいる



民生委員・児童委員はあなたの
身近な相談相手として、
その内容に応じて
関係機関への「つなぎ役」になります。
お気軽にご相談ください。



民生委員・児童委員の具体的な活動とは



行政などの会議体に
参加しています



生活保護申請者や
児童扶養手当申請者
などの調査

見守り活動



私たち民生委員・児童委員は行政機関や社協、町会・自治会などと連携して活動しています。

地域福祉活動の お手伝い ～ふれあい会食会や地域の お祭りなど～



赤い羽根共同募金
への協力

民生委員・児童委員(主任児童委員)
として活動するにあたり

- ・活動に係る民生委員・児童委員活動保険にご加入いただきます。
- ・全国民生委員互助事業会員として、各種互助を受けられます。
- ・活動に対する実費弁償として、民生(児童)委員活動費が支給されます。



月に一度の定例会で情報共有を行い
研修会等で見識を高めたりしています

このように関係機関と連携して
活動しています



活動紹介動画はこちらから
【全国民生委員児童委員連合会のサイトへ】

民生委員・児童委員とは

民生委員法によって厚生労働大臣から委嘱された、地域で様々な福祉活動を行う非常勤の地方公務員です。また、児童福祉法に基づき児童委員を兼ねているため「民生委員・児童委員」と呼ばれています。

主任児童委員とは

民生委員・児童委員の中には児童福祉を専門に担当する「主任児童委員」がいます。学校や児童福祉関係機関などと連携し、様々な子どもの福祉問題に対応しています。

任期

任期は3年で、3年に1度一斉改選が行われます。一斉改選以降の委員の交代・欠員補充の委員委嘱は年3回（4月・8月・12月）行われます。ただし任期途中で委嘱された後任者の任期は、前任者の残任期間となります。

年齢要件

年齢要件は千葉県統一基準となっております。年齢は委嘱日現在となります。
「民生委員・児童委員」
新任・再任：78歳未満
「主任児童委員」
新任：65歳未満
再任：68歳未満

民生委員・児童委員になるには

松戸市では、委員の推薦を地域をよく知る町会・自治会長に依頼しています。

